

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分及び同月〇日付けで請求人に対してした療養補償給付の一部を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A会社B店において販売員として勤務していたところ、平成〇年〇月〇日、売場から左右対になっている左扉を押し開けて倉庫へ入った際に、右扉の可動範囲内に入ってしまい、戻ってきた右扉が激突したため、左側面を下にして転倒し負傷した。請求人は、同月〇日、C病院に受診し「腰部打撲傷、左膝打撲傷、外傷性腰椎椎間板障害、左肩関節打撲」との診断を受け、労災認定をされた。

請求人は、その後、同年〇月から同年〇月にかけて、D病院及びE病院に通院加療し、監督署長にこれらの病院への移送費の請求をしたところ、監督署長は、医学的にタクシーを使用しなければ通院できなかったとは認められないとして、D病院への通院に係る移送費の全部及びE病院への通院に係る移送費の一部を支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人の通院に要した費用のうち、タクシー代については療養補償給付として支給しないとした監督署長の処分が妥当であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

請求人らは、主張補充書においてF医師の意見の信用性が欠けるとして、股関節の亜脱臼の存在を主張してE病院の初診時・入院時記録を提出しているが、これは入院時の看護日誌であり、股関節亜脱臼は看護師の推測による記載に過ぎない。一方、F医師は労災保険回答書において、「股関節亜脱臼の所見ない。」と回答しており、当審査会で請求人の平成〇年〇月〇日にC病院で撮影された股関節部X線像を始め、全ての画像を確認したところ、骨折、亜脱臼等の異常所見は認められない。また、E病院整形外科G医師は、平成〇年〇月〇日付け回答書において、「平成〇年〇月〇日、股関節MRI施行、異常なし」と意見しており、「股関節亜脱臼」の診断名も存在していないことから、F医師の意見を妥当なものとして判断する。

請求人らは、左股関節、左下肢、骨盤部の痛みにより、タクシーを利用せざるを得なかったと主張しているが、本件の受傷（戻ってきた右扉が衝突したため、左側面を下にして転倒し負傷）時の状況、受傷による器質的な損傷は認められないこと、その後、平成〇年〇月のヘルニア手術後の症状改善もなく、現在「持続性身体表現性疼痛障害」との診断を受けている経過などからしても、請求人の訴える疼痛の原因は明らかとは言えないことから、G医師の「歩行を控える必要はない。」とする意見及びF医師の「タクシーの必要性はない。」とする意見は妥当であると判断する。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付の全部及び一部を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。